

消費生活 センターだより

富里市消費生活センター

〒286-0292

富里市七栄652-1富里市役所分庁舎2階

電話 0476-93-5348

【第19号】令和5年3月編集・発行

消費生活センターでは、衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、専門の相談員が公正な立場で問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料で、秘密は厳守します。



マスコットキャラクター
とみりん

消費者行政に関する市長表明



日ごろより本市消費者行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、消費者を取り巻く環境は、情報通信技術の発展や高齢化などにより大きく変化しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会状況の変化にも影響を受け、消費生活の利便性が向上した反面、消費者トラブルも複雑化かつ多様化しております。特に高齢者を狙った悪徳商法やインターネットでの取引による被害などが増加しております。また、成人年齢引き下げによる若年層の消費者被害の増加も懸念されます。

こういった被害の未然防止のため、市では国の消費者行政活性化基金等の活用により「富里市消費生活センター」を開設し、消費生活に関する相談に対応するとともに、出前講座や広報、市の事業での啓発活動などを行っています。

また、関係団体等で組織する「富里市消費者行政推進連絡協議会」において情報を交換、共有し更に被害防止のための連携を図ってまいります。

市民の皆様が安心して安全な暮らしができる地域社会づくりを目指し、消費者被害を防ぐ見守り体制を強化し、今後も持続的な消費者行政の充実に取り組んでまいります。

富里市長 五十嵐 博 文

～消費生活センターの相談状況～

▼令和4年4月～1月までの相談総受付件数 296件(前年度同時期相談件数283件)

順 位	分 類(主な具体的商品)	相談件数
1 位	商品一般(商品が特定できないもの) 架空請求・不用品買取等	31 件
事 例	・東日本大震災復興支援の事業者から電話で会員の確認と退会し抹消する場合はほかの人を紹介するようという。信用できるか。 ・スマートフォンに宅配業者と間違えて10件ほどいろいろな電話番号でかかってくる。対処方法は。	
2 位	戸建住宅 新築住宅・家のリフォーム	22 件
事 例	・保険で家屋を直せるとSNSに申請サポート業者からメールが届いた。頼んで大丈夫だろうか。 ・7日前に屋根修繕140万円を契約したが、断りたい。どうすればよいか。	
3 位	融資サービス	17 件
事 例	・弁護士事務所からクレジットカード会社の債権回収の請求が届いたが、カードは持っていないので、借金はない。対処方法は。 ・今後家を購入したいが16年前の自己破産はいつまで影響するのか。3年前中古住宅を買おうとしたときはローン審査が通らなかった。	
4 位	他の保健・福祉	14 件
事 例	・昨日役所から保険の還付金の電話がありATMで90万円を送金した。口座凍結をしたが残金がなかった。お金を取り戻す方法はないか。	
5 位	化粧品・衛生	13 件
事 例	・20日前スマホで白髪染めシャンプーの見本を注文、昨日3か月分が届き定期購入だった。注文時に説明がなかったので返品したい。	

成人年齢引き下げ後の18歳・19歳の消費者トラブルの状況

令和4年度(4～10月)における相談の傾向(商品・役務等別上位5位)

1位「脱毛エステ」

「広告を見てお試しのつもりで店舗に行ったが、高額な契約をしてしまった」「契約を解約したいが電話が繋がらない」「契約したサロンが破産した。どうすればよいか」などの相談が寄せられています。

2位「出会い系サイト・アプリ」

「SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘われ、やり取りをするために有料ポイントの購入を何度も求められた」という相談のほか、「異性の悩みを聞くだけで報酬がもらえるとのインターネット広告を見てサイトに登録したが、サービスの利用料金や、報酬を受け取るための手続き費用等の支払いを何度も求められた」という相談も見られます。

3位「商品一般」

「自分宛てに身に覚えのない商品が届いた」という相談や架空請求についての相談が多く寄せられています。

4位「他の内職・副業」

主に転売ビジネスやアフィリエイト内職などの相談が寄せられています。インターネット検索やSNS広告などをきっかけとして副業サイトに登録しているケースが多く、「儲からないので解約したい」という相談などが寄せられています。

5位「賃貸アパート」

管理会社のサポートに不満があるという相談や退去時の原状回復トラブルについての相談が寄せられています。

とみリンからのアドバイス！！



アドバイス① 広告や勧誘の文言をうのみにしない

「お試し価格」や「すぐに儲かる」など、安さや気軽さ、メリットのみが強調された文言が広告や勧誘に用いられていることがあります。こうした文言をうのみにしないようにしましょう。

アドバイス② 契約は慎重に検討する

契約する商品・役務等によっては、長期間の契約で支払総額が大きくなる場合もあります。契約時には、商品・役務等の内容、契約期間、支払総額をしっかりと確認し、納得したうえで契約しましょう。

また、「お金がない」というと、消費者金融や学生ローンからの借金やクレジットカードで支払うことを勧められる恐れがあります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。

アドバイス③ クーリング・オフや契約の取消しができる場合があります

特定商取引法の訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供(エステティックや美容医療等)・業務提供誘引販売取引(内職商法やモニター商法等)に該当する契約は、書面またはメール等によりクーリング・オフ(無条件での契約解除)ができる場合があります。

また、消費者契約法では、「うそを言われた」、「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」といった場合に締結した契約を、後から取り消すことができます。

富里市消費生活センター ☎0476-93-5348(相談専用)

※消費者として、不安や疑問を感じたら、まずはセンターへご相談ください。

●場 所: 富里市役所 分庁舎2階(商工観光課隣り)

●相談日: 月曜～金曜日(祝日・年末年始除く) ●時間: 9時30分～12時、13時～16時

《FAXによる相談受付について》

専用の相談受付用紙にてFAX後、センターから折り返しご連絡させていただきます。

FAX: 0476-93-2101

※FAXでは相談の受付のみとなっております。詳しくは相談窓口にお問合せください。

